

「EV 充電器導入事業」業務仕様書

この「EV 充電器導入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、松山市（以下「本市」という。）と共同で、「松山市喜与町駐車場」及び「子規記念博物館駐車場」に、新たにEV 充電器を設置し、その後のEV 充電器を運用する業務の内容を示すものであり、本事業の共同事業者（以下「共同事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業目的

「第2期松山市環境モデル都市行動計画」に掲げる目標の達成に向けた取組の一つとして、「松山市喜与町駐車場」及び「子規記念博物館駐車場」における充電インフラの整備を目的に、現在耐用年数を迎えているEV 充電器の利用を中止して、新たなEV 充電器を設置し、有料サービスへと切り替えて運用するもの。

2 実施期間

共同事業者の選定後、別途本市と締結する実施協定書において、最終決定する。ただし、充電器の設置を完了した日から速やかに実施することとし、期間は7年以上の複数年とすること。

3 設置場所（充電設備の設置場所）

- 松山市喜与町駐車場（松山市喜与町1-6-12）
- 子規記念博物館駐車場（松山市道後公園1-30）

4 充電器の種類

普通充電器（6kWを想定）または急速充電器とする。

5 共同事業者の業務内容

共同事業者は、本事業の実施に当たって、以下の事項を実施する。ただし、共同事業者の選定後、別途本市と締結する実施協定書において、最終決定する。

- (1) 上記3に示す場所に設置する充電器本体の設置
- (2) ブレーカーや証明用電気計器（子メーター）等の購入・設置
- (3) 上記2に示す期間中における充電器の維持管理
- (4) 市民への充電サービスの提供・運営
- (5) 利用者への周知・広報
- (6) 使用実態等の各種データの収集、本市への提供

6 本市の業務内容

本市は、本事業の実施に当たって、以下の事項を実施又は協力する。ただし、共同事業者の選定後、別途本市と締結する実施協定書において、最終決定する。

- (1) 市ホームページによる利用者への周知・広報
- (2) 行政財産の使用に関する必要な手続き

7 費用負担

EV 充電器の設置工事や充電サービスの運用、ブレーカー、電気使用料の支払いのために使用する証明用電気計器（子メーター）等、本事業に関する費用は、原則として事業者の負担とする。

8 土地使用料

松山市行政財産の使用料徴収条例第5条第3号を適用し、減免とする。

9 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

10 運営・問い合わせ対応

- (1) 組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等に対処するため、連絡及び対応が可能な運営体制とすること。
- (3) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに対応すること。
- (4) 利用者の個人情報等は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

1 1 事業報告

利用実態に関する各種データを収集し、本市からの求めがあった場合には、当該データを本市へ提供すること。

1 2 その他

- (1) 共同事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (2) 共同事業者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を履行すること。
- (3) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、市と協議した上で業務を進めること。